

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年11月10日(2011.11.10)

【公開番号】特開2010-282235(P2010-282235A)

【公開日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【年通号数】公開・登録公報2010-050

【出願番号】特願2010-215341(P2010-215341)

【国際特許分類】

G 02 B 6/44 (2006.01)

【F I】

G 02 B 6/44 3 6 1

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月27日(2011.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外周部に収納溝が形成され、前記収納溝内に光ファイバが収容されたスロットロッドの外周に、押え巻テープと、シースと、を順に施してなる光ファイバケーブルにおいて、

前記押え巻テープは、長さ方向の破断張力(N) × 破断伸び(%)が1000以下であることを特徴とする光ファイバケーブル。

【請求項2】

前記押え巻テープには、前記押え巻テープの両面を貫通する切り込みが形成されないことを特徴とする請求項1に記載の光ファイバケーブル。

【請求項3】

前記押え巻テープには、幅方向の端部に前記押え巻テープの両面を貫通する切り込みが施されており、

前記切り込みの間隔が前記光ファイバケーブルの長手方向の距離で80mm以下であることを特徴とする請求項1に記載の光ファイバケーブル。

【請求項4】

前記切り込みの長さは2mm以上であり、かつ、前記切り込みの長さと前記スロットロッドの外径の比が1.0以下であることを特徴とする請求項3に記載の光ファイバケーブル。

【請求項5】

前記スロットロッドの外周に、粗巻き紐と、前記押え巻テープと、前記シースと、が順に施され、

前記押え巻テープは、前記粗巻き紐の一部が露出するように隙間を持たせて施され、その上に前記シースが施されており、

前記露出した部分の粗巻き紐は融解して元の状態よりも幅が狭い状態、あるいは切断された状態であることを特徴とする請求項1から請求項4のいずれかに記載の光ファイバケーブル。

【請求項6】

前記スロットロッドの外周に、粗巻き紐と、前記押え巻テープと、前記シースと、が順に施され、

前記粗巻き紐は前記押え巻テープと接着していることを特徴とする請求項1から請求項

5 のいずれかに記載の光ファイバケーブル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記課題を解決するため、本発明は、外周部に収納溝が形成され、前記収納溝内に光ファイバが収容されたスロットロッドの外周に、押え巻テープと、シースと、を順に施してなる光ファイバケーブルにおいて、前記押え巻テープは、長さ方向の破断張力（N）×破断伸び（%）が1000以下であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、前記押え巻テープには、前記押え巻テープの両面を貫通する切り込みが形成されなくてよい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

また、前記押え巻テープには、幅方向の端部に前記押え巻テープの両面を貫通する切り込みが施されており、前記切り込みの間隔が前記光ファイバケーブルの長手方向の距離で80mm以下であってもよい。また、前記切り込みの長さは2mm以上であり、かつ、前記切り込みの長さと前記スロットロッドの外径の比が1.0以下であることを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

また、前記押え巻テープは、前記粗巻き紐の一部が露出するように隙間を持たせて施され、その上に前記シースが施されており、前記露出した部分の粗巻き紐は融解して元の状態よりも幅が狭い状態、あるいは切断された状態であってもよい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

また、前記粗巻き紐は前記押え巻テープと接着して<sup>いて</sup>よい。